

広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に  
関する条例

平成21年2月2日  
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第231条の3の規定に基づいて行う分担金、使用料、手数料及び過料その他の歳入（以下「分担金等」という。）を納期限までに完納しない者があるときは、別に定めるものを除くほか、督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 分担金等を納期限までに完納しない者があるときは、広域連合長は、納期限後20日以内に、納付すべき期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

(延滞金)

第3条 分担金等の納付義務者が、納期限後にその分担金等を納付した場合は、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額を延滞金として徴収する。

2 前項に定める年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金等の未納金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金の減免)

第4条 広域連合長は、分担金等を納期限までに納付しないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに納期限が経過した分担金等について、施行日以後において督促状を発する場合における第2条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。
- 3 施行日の前日までに納期限が経過した分担金等について、施行日以後において督促状を発した場合における第3条の規定の適用については、同条中「その納期限の翌日」とあるのは「施行日」と読み替えるものとする。

### (延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

## 附 則（平成25年11月1日条例第3号）

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第1項、第3条第1項、第4条、附則第2項及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規定による改正後の附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

## 附 則（令和2年10月16日条例第5号）

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の広島県後期高齢者医療広域連合分担金等の督促及び延滞金の徴収に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。